

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律違反事件の報告について

平成21年3月24日刑三第000172号高等
裁判所長官、地方裁判所長あて刑事局長通達

標記の報告について、下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 報告事件

報告を要する事件（以下「報告事件」という。）は、次に掲げる事件とする。

- (1) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第106条から第110条までに規定する罪に係る事件
- (2) 裁判員法第111条及び第112条に規定する過料の事件

2 報告の種類

- (1) 1の(1)の事件については、受理及び結果の報告とする。ただし、略式事件については、結果報告のみとする。
- (2) 1の(2)の事件については、結果（抗告の結果を含む。）の報告とする。

3 報告の事項及び方法

(1) 受理報告

ア 報告事件を受理したときは、別紙様式第1の報告書に記載の事項について、同様式の書面により、地方裁判所においては高等裁判所を経由することなく、直接刑事局に送付して報告する（送付書不要）。

イ アの報告書には、起訴状の写しを添付する。ただし、上訴、移送、差戻し又は回付による受理のときは、この限りでない。

(2) 結果報告

ア 報告事件が終了したときは、1の(1)の事件については別紙様式第2の報告書に記載の事項について同様式の書面により、同(2)の事件については別紙様式第3の報告書に記載の事項について同様式の書面により、それぞれ地方裁判所においては高等裁判所を経由することなく、直接刑事局に送付して報告する（送付書不要）。

なお、地方裁判所においては、管内の簡易裁判所の事件についても報告する。

イ アの報告書には、裁判書の写しを添付する。

4 報告期限

報告は、報告事由が生じた都度速やかに行うものとする。

付 記

この通達は、平成21年5月21日から実施する。

(別紙様式第1)

裁判員法違反刑事事件受理報告書	
裁 判 所 名	裁判所 支部
事 件 番 号	平成 年()第 号
担 当 裁 判 部	
被 告 人 氏 名	ほか 人
審 級 別	
原 審 裁 判 所 名	
受 理 年 月 日	平成 年 月 日 ☐ 起訴 ☐ 上訴記録受理 ☐ その他()
備 考	

(最刑三)

(注)

1 「被告人氏名」

被告人が複数のときは、うち1人の氏名を記載し、他は「ほか○人」としてその人数を記載する。

2 「受理年月日」

その他の□にチェックをしたときは、括弧内に「移送」等と受理の区分を記載する。

(別紙様式第2)

裁判員法違反刑事事件結果報告書		
裁 判 所 名	裁判所 支部	
事 件 番 号	平成 年()第 号	
被 告 人 氏 名	ほか 人	
審 級 別		
原 審 裁 判 所 名		
受 理 年 月 日	平成 年 月 日	
終 局 年 月 日	平成 年 月 日	
求 刑		
確 定	平成 年 月 日 ☐ 期間経過 ☐ 上訴の放棄 ☐ 上訴の取下げ	
上 年 月 日	平成 年 月 日	
訴 上 訴 者 資 格		
備 考		

(最刑三)

(注)

- 1 「被告人氏名」
被告人が複数のときは、うち1人の氏名を記載し、他は「ほか○人」としてその人数を記載する。
- 2 「審級別」
略式事件のときは、「略式」と記載する。
- 3 「上訴者資格」
「検察官」、「被告人」、「弁護人」等と記載する。

(別紙様式第3)

裁判員法違反過料事件結果報告書	
裁判所名	裁判所 支部
事件番号	平成 年()第 号
審級別	
原審裁判所名	
受理年月日	平成 年 月 日
終局年月日	平成 年 月 日
確定	平成 年 月 日 ☐ 期間経過 ☐ 上訴の放棄 ☐ 上訴の取下げ
抗告等	平成 年 月 日
備考	

(最刑三)